



平成29年5月11日

各 位

会社名 日本山村硝子株式会社
代表者名 代表取締役社長 山村 幸治
(コード番号5210 東証第一部)
問合せ先 総務部長 井料田 保二
(TEL 06-4300-6000)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会にて監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決議し、平成29年6月28日開催予定の第88期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置することで取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる向上を図るとともに、業務執行取締役への権限移譲を進めることで、取締役会における中長期的な企業価値向上のための施策検討をより一層充実させることを目的としております。

(2) 移行の時期

平成29年6月28日開催予定の第88期定時株主総会において、必要な定款変更についての承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

①監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役及び取締役会に関する規定の変更、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行います。

②重要な業務執行の決定の取締役への委任に関して規定を新設いたします。

③その他、上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙の通りです。

(3) 日程

- ・定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成29年6月28日
- ・定款変更の効力発生日（予定） 平成29年6月28日

以上

【別紙】定款一部変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集権者及び議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集する。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役社長</u>が議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第 21 条 取締役は、8 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>【第 2 項 新設】</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>【第 2 項 新設】</u></p> <p style="text-align: center;"><u>【第 3 項 新設】</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集権者及び議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>が招集する。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>が議長となる。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u>とそれ以外の<u>取締役とを区別して株主総会の決議によって</u>選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第 21 条 <u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>は、8 名以内とする。</p> <p>2. <u>監査等委員は、5 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>【第 2 項 削除】</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集及び細則) 第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 2. 取締役会の細目についての規定は、取締役会の定めるところによる。</p> <p>(取締役会) 第 26 条 取締役会は、次に掲げる職務を行う。 (1) 当会社の業務執行の決定 (2) 取締役の職務の執行の監督 (3) 代表取締役の選定及び解職</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集及び細則) 第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 2. 取締役会の細目についての規定は、取締役会の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">【削除】</p> <p>第 26 条 (現行のとおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第 28 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第 27 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任) 第 28 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</p>
<p>(役付取締役) 第 29 条 取締役会の決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 29 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第 30 条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が署名又は記名押印又は電子署名の上、これを 10 年間本店に備え置く。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第 30 条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が署名又は記名押印又は電子署名の上、これを 10 年間本店に備え置く。</p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(監査役及び監査役会の設置) 第 31 条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(監査役の選任) 第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の設置) 第 31 条 当会社は、監査等委員会を置く。</p> <p style="text-align: center;">【削除】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の定員) 第 33 条 監査役は、4 名以内とする。</p>	<p>【削除】</p>
<p>(監査役の任期) 第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>【削除】</p>
<p>(監査役の報酬等) 第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>【削除】</p>
<p>(監査役の責任免除) 第 36 条 当会社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>【削除】</p>
<p>(監査役会の招集及び細則) 第 37 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 2. 監査役会の細目についての規定は、監査役会の定めるところによる。</p>	<p>(監査等委員会の招集及び細則) 第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 2. 監査等委員会の細目についての規定は、監査等委員会の定めるところによる。</p>
<p>(監査役会) 第 38 条 監査役会は、次に掲げる職務を行う。ただし、第 3 号の決定は、監査役の権限の行使を妨げることとはできない。 (1) 監査報告の作成 (2) 常勤の監査役の選定及び解職 (3) 監査の方針、当会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定</p>	<p>【削除】</p>
<p>(監査役会の決議方法) 第 39 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議方法) 第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会の議事録) 第 40 条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が署名又は記名押印又は電子署名の上、これを 10 年間本店に備え置く。</p>	<p>(監査等委員会の議事録) 第 34 条 監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が署名又は記名押印又は電子署名の上、これを 10 年間本店に備え置く。</p>
<p>第 41 条 ～ (条文省略) 第 43 条</p>	<p>第 35 条 ～ (現行のとおり) 第 37 条</p>
<p>(会計監査人の報酬等) 第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 45 条 ～ 第 48 条</p> <p>(条文省略)</p> <p><u>【新設】</u></p>	<p>第 39 条 ～ 第 42 条</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 88 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であつた者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条の定めるところによる。</u></p>

以上